

# 愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領の改正 及び構成員について（議題2）

愛知県障害者施策審議会委員の一斉改選に伴い、ワーキンググループ構成員に変更等があったため、設置要領の改正案を提案する。

## 1 要領改正（案）

### 愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第11条第2項に基づく都道府県障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第33条の2第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画の策定に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第8条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。

（構成）

2 会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

第2条 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長の指名する構成員が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。

2 座長に事故があるとき又は座長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

（運営）

第3条 ワーキンググループは、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長が招集する。

2 ワーキンググループの設置は、令和3年3月31日までとする。

（ワーキンググループ会議の公開）

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

（庶務）

第5条 ワーキンググループの庶務は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課において行う。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行し、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和2年7月 日 から施行する。

## 2. 別表（名簿）

## 愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ 構成員名簿（案）

（敬称略・50音順）

江崎 英直	愛知県精神障害者家族会連合会会長	（新）
榎本 博文	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会副部長	（新）
糟谷 美夏代	愛知県知的障害者育成会副会長	（新）
佐藤 優美子	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	（新）
重松 美生恵	愛知県難病団体連合会事務局次長	（新）
鈴木 智 敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター副センター長	
高橋 傳	愛知県身体障害者福祉団体連合会副会長	
辻 直 哉	愛知障害フォーラム（ADF）事務局長	
永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究 実践センター教授	
古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会	
水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会事務局長	（新）